

工事費内訳書記入要領

第1 入札に参加される皆様へ

宮城県では建設業法第18条に基づく「各々の対等な立場における合意に基づく公正な契約の締結」の促進と、工事目的物の品質の確保、安全性の確保及び適切な労働条件の確保を目的として、工事請負契約締結に先立ち、落札候補者が自らの積算内容及び工事の施工体制を明らかにする方式（オープンブック方式）を導入しております。

第2 対象工事

入札後審査方式一般競争入札（ダイレクト型）及び指名競争入札で発注する全ての建設工事に適用します。

ただし、当分の間は、下請企業、下請金額及び労務賃金調書は、下請承認時に記載するものとします。

第3 工事費内訳書の入手・提出方法

(1) 工事費内訳書様式の入手方法

工事費内訳書様式は、宮城県建設工事等電子入札システムの入札情報サービスシステムにおいて入札公告毎に添付されているものをダウンロードしてください。

(2) 工事費内訳書の提出方法

必要事項を入力した工事費内訳書を電子入札システム内の入札書の提出時に添付ファイルとして提出してください。

紙入札の場合は、工事費内訳書をFD等に保存し、入札書を提出する中封筒に同封して提出して下さい。

第4 工事内訳書の作成方法



- ・ Excel 97以上でExcel 2010までの環境が必要です。
- ・ 必要事項を入力する場合は、他のファイルからコピーするのではなく直接入力してください。

以下の手順に従って工事費内訳書に必要事項を入力して下さい。

- 1, ダウンロードした工事費内訳書を開くと、下図のように「工事費内訳書」と「労務賃金調書」のふたつの様式が用意されています。
- 2, まずは、工事費内訳書を作成し、次に労務賃金調書を作成します。
ただし、当分の間は、工事費内訳書のみ記載します。※下請企業等の記載は不要です。
- 3, 工事費内訳書の作成
 - 1) 許可番号
 - ・ コンボボックス内から大臣許可又は知事許可コードを選択し、許可番号下6桁を入力します。なお、JVの場合は「50:JV等」を選択し、許可番号には「000000」を入力して下さい。
 - 2) 企業ランク
 - ・ コンボボックス内から宮城県の建設工事競争入札参加登録の等級を選択します。
 - 3) 会社名・番号
 - ・ 直接元請負人の欄に自らの会社名を入力するとともに、予定している一次下請負人（二次下請負人以下の情報は不要です。）の会社名と建設業許可番号を入力して下さい。建設業許可を有しない会社の場合は、電話番号を入力して下さい。

□工事費内訳書

Microsoft Excel - サンプル

校閲結果の返信(C) 校閲結果の差し込み終了(U)

C:\My Documents\H16\オープンブック改善検討(10月以降)\#工

MS Pゴシック 11 B I U

質問を入力してください

プロンプト

1	工事費内訳書									
2										
3										
4	工事名	サンプル工事	許可番号	04宮城県	-					
5	工事番号	平成16年度 サンプル号	企業ランク	S						
6	工種	11トンネル工事								
7	市町村	0468:雄勝町								
8	単価採用年月	2005年4月								
9	会社名・番号	直接元請負人1		下請負人2	下請負人3	下請負人4				
10			建設業許可番号を入力→							
11			許可番号が無い場合は電話番号を入力→							
12										
13			直接元請負人1		下請負人の主任技術者相当職の年収					
14	配置技術者相当職の年収(円)		現場代理人相当職	主任技術者相当職	下請負人2	下請負人3	下請負人4			
15										
16										
17			直接元請負人1		下請負人2	下請負人3	下請負人4			
18	所要工期(日間)									
19										
20	工事区分・工種・種別・細別	規格名称	単位	数量	金額					
21	道路新設・改築			0	0	0	0	0	0	0
22	トンネル(NATM)		式	1	0	0	0	0	0	0
23	トンネル掘削工		式	1	0	0	0	0	0	0
24	掘削工		式	1	0	0	0	0	0	0
25	トンネル掘削		式	1	0	0	0	0	0	0
26	支保工		式	1	0	0	0	0	0	0
27	吹付工		式	1	0	0	0	0	0	0

平成16年度 サンプル号 \労務賃金調書/

図形の調整(O) オートシェイプ(W)

コマンド

スタート 工 土 Mi デスクトップ マイコンピュータ 15:58

□労務賃金調書

Microsoft Excel - サンプル

校閲結果の返信(C) 校閲結果の差し込み終了(U)

C:\My Documents\H16\オープンブック改善検討(10月以降)\#工

MS Pゴシック 8 B I U

質問を入力してください

プロンプト

1	労務賃金調書											
2												
3	【質問】											
4	1, 当工事に従事予定労働者の日当り賃金について下表に記入して下さい。											
5	注1) 職種毎の最低額と最高額を記入して下さい。											
6	注2) 日当り賃金とは1日当り8時間労働に換算した賃金として下さい。											
7	注3) 該当職種の労働者が1名の場合や全員が同額である場合は、最低額と最高額の両方に記入して下さい。											
8												
9	職 種	元請け工事:1		下請け工事:2		下請け工事:3		下請け工事:4		下請け工事:5		下請け工事:6
10		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)
11		最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額
12												
13	1) 持機作業員											
14	2) 普通作業員											
15	3) 軽作業員											
16	4) 造園工											
17	5) 法面工											
18	6) とび工											
19	7) 石工											
20	8) ブロック工											
21	9) 電工											
22	10) 鉄筋工											
23	11) 鉄骨工											
24	12) 塗装工											
25	13) 溶接工											
26	14) 持機運転手											
27	15) 一般運転手											
28	16) 遊かん工											
29	17) 遊かん世話役											

平成16年度 サンプル号 \労務賃金調書/

図形の調整(O) オートシェイプ(W)

コマンド

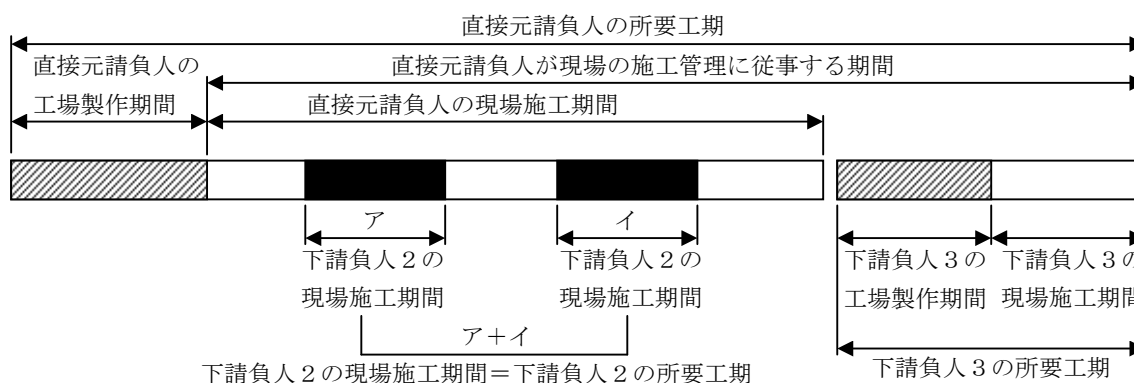
スタート 工 土 Mi デスクトップ マイコンピュータ 15:59

4) 配置技術者相当職の年収

- ・ 直接元請負人に所属する現場代理人並びに主任技術者に相当する技術者の平均的年収を入力して下さい。なお、現場代理人と主任技術者が兼務する予定であっても、必ず両方に入力して下さい。
- ・ 各一次下請負人に所属する主任技術者に相当する技術者の平均的年収を入力して下さい。

5) 所要工期，現場施工期間，現場の施工管理に従事する期間

- ・ 各々の関係を示す下図を参照のうえ入力して下さい。



6) 金額

- ・ 直接元請負人が自ら行う工事と各一次下請負人(二次下請負人以下の情報不要です。)が行う工事における金額の内訳を入力して下さい。
- ・ 「←金額を入力して下さい」が表示されるセルのみ入力します。(小計・合計は自動で計算されます。)
- ・ 下請負人情報の入力列は20社分(建築系は60社分)用意してあります。左側から順に入力して、下請負人情報入力列に歯抜けのないように入力して下さい。
- ・ 諸経費の“(内容説明)”にマウスポインタを移動すると各費目の内容説明が表示されます。なお、見えにくい場合のために「別紙」に各費目の内容説明を掲載していますので参照して下さい。
- ・ 下請負人の一般管理費は直接元請負人の現場管理費における外注経費に含まれるものです。よって、下請負人の一般管理費は全体工事の現場管理費として集計されますのでご注意ください。
- ・ 入力に際しては、別紙「記入例」を参照のうえ誤りのないように入力して下さい。
- ・ 最後に、**工事費内訳書で集計された工事価格と入札書の額が一致しているかどうかを必ず確認**して下さい。

4、労務賃金調書の作成

- ・ 直接元請負人と各一次下請負人における、当工事従事予定労働者の日当り賃金を入力して下さい。
- ・ 職種毎の最低額と最高額を入力して下さい。(別紙「職種の定義」を参照)
- ・ 日当り賃金とは1日当り8時間労働に換算した賃金として下さい。
- ・ 該当職種の労働者が1名の場合や全員が同額である場合は、最低額と最高額の両方に入力して下さい。

5、工事費内訳書の保存(紙入札の場合)

- ・ 入力し終えた工事費内訳書はFD等に保存します。
- ・ 保存する際、**ファイル名は変更しない**で下さい。
- ・ FD等のラベル等には工事番号・会社名を明記して下さい。

別紙「記入例」

工事費内訳書

工事名 ○○橋(上部工)工事
 工事番号 H16工国国道改00-001号
 工種 02:河川・道路構造物工事
 市町村 0401:仙台市

単価採用年月 2005年4月

許可番号 04:宮城県 123456

企業ランク s

会社名・番号	直接元請負人:1	下請負人:2	下請負人:3
	AAA橋梁(株)	BBB建設(株)	CCC工業(有)
	建設業許可番号を入力→	04-654321	04-543210
	許可番号が無い場合は電話番号を入力→		

配置技術者相当職の 年収(円)	直接元請負人:1		下請負人の主任技術者相当職の年収	
	現場代理人相当職	主任技術者相当職	下請負人:2	下請負人:3
	5,000,000	6,000,000	6,000,000	5,000,000

所要工期(日間)	直接元請負	下請負人:2	下請負人:3
	700	120	100
現場施工期間(日間)	300	120	100
現場の施工管理に従事する期間(日)	300		

工事区分・工種・種別・細別	規格名称	単位	数量	金額	AAA橋梁(株)	BBB建設(株)	CCC工業(有)
鋼橋上部工				561,300,000	470,100,000	83,300,000	7,900,000
鋼橋上部		式	1	330,000,000	330,000,000	0	0
工場製作工		式	1	330,000,000	330,000,000	0	0
桁製作工		式	1	300,000,000	300,000,000	0	0
製作加工		t	700	300,000,000	300,000,000		
工場塗装工		式	1	30,000,000	30,000,000	0	0
前処理		m	11000	20,000,000	20,000,000		
下塗		m	11000	10,000,000	10,000,000		
工場純工事費		式	1	330,000,000	330,000,000	0	0
工場管理費		式	1	60,000,000	60,000,000		
(工場製作原価)		式	1	390,000,000	390,000,000	0	0
鋼橋架設工		式	1	75,000,000	0	70,000,000	5,000,000
工場製品輸送工		式	1	6,000,000	0	6,000,000	0
輸送工		式	1	6,000,000	0	6,000,000	0
輸送		t	700	6,000,000	0	6,000,000	
鋼橋架設工		式	1	64,000,000	0	64,000,000	0
架設工:クレーン		式	1	30,000,000	0	30,000,000	0
桁架設		式	1	30,000,000	0	30,000,000	0
現場継手工		式	1	34,000,000	0	34,000,000	0
現場溶接		m	4000	4,000,000		4,000,000	
本締めホルト		本	25000	30,000,000		30,000,000	
橋梁現場塗装工		式	1	5,000,000	0	0	5,000,000
現場塗装工		式	1	5,000,000	0	0	5,000,000
下塗		m	500	3,000,000			3,000,000
中塗		m	500	1,000,000			1,000,000
上塗		m	500	1,000,000			1,000,000
直接工事費		式	1	75,000,000	0	70,000,000	5,000,000
共通仮設		式	1	15,800,000	12,000,000	3,100,000	700,000
共通仮設費		式	1	5,000,000	5,000,000	0	0
運搬費		式	1	5,000,000	5,000,000	0	0
重機分解組立輸送		式	1	5,000,000	5,000,000		
共通仮設費(率計上)		式	1	10,800,000	7,000,000	3,100,000	700,000
運搬費	(内容説明)	式	1	1,600,000	1,000,000	500,000	100,000
準備費	(内容説明)	式	1	1,600,000	1,000,000	500,000	100,000
安全費	(内容説明)	式	1	2,000,000	1,000,000	800,000	200,000
技術管理費	(内容説明)	式	1	4,000,000	3,000,000	800,000	200,000
営繕費	(内容説明)	式	1	1,600,000	1,000,000	500,000	100,000
純工事費		式	1	90,800,000	12,000,000	73,100,000	5,700,000
現場管理費		式	1	30,500,000	18,100,000	3,200,000	1,200,000
労務管理費	(内容説明)	式	1	1,200,000	1,000,000	100,000	100,000
安全訓練等に要する費用	(内容説明)	式	1	1,200,000	1,000,000	100,000	100,000
租税公課	(内容説明)	式	1	1,300,000	1,000,000	200,000	100,000
保険料	(内容説明)	式	1	1,300,000	1,000,000	200,000	100,000
従業員給料	(内容説明)	式	1	12,500,000	10,000,000	2,000,000	500,000
退職金	(内容説明)	式	1	1,300,000	1,000,000	200,000	100,000
法定福利費	(内容説明)	式	1	1,300,000	1,000,000	200,000	100,000
福利厚生費・通信費・交通費	(内容説明)	式	1	1,300,000	1,000,000	200,000	100,000
外注経費	(内容説明)	式	1	9,000,000	1,000,000		
工事登録費	(内容説明)	式	1	100,000	100,000		
(現場原価)		式	1	121,300,000	30,100,000	76,300,000	6,900,000
工事原価		式	1	511,300,000	420,100,000	76,300,000	6,900,000
一般管理費	(内容説明)	式	1	50,000,000	50,000,000	7,000,000	1,000,000
工事価格		式	1	561,300,000	470,100,000	83,300,000	7,900,000
消費税額及び地方消費税額		式	1	28,065,000	23,505,000	4,165,000	395,000

労務賃金調書

[質問]

1. 当工事に従事予定労務者の日当り賃金について下表に記入して下さい。

注1) 職種毎の最低額と最高額を記入して下さい。

注2) 日当り賃金とは1日当り8時間労働に換算した賃金として下さい。

注3) 該当職種の労働者が1名の場合や全員が同額である場合は、最低額と最高額の両方に記入して下さい。

職 種	AAA橋梁(株)		BBB建設(株)		CCC工業(有)		下請け工事:4	
	日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)	
	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額
1) 特殊作業員								
2) 普通作業員								
3) 軽作業員								
4) 造園工								
5) 法面工								
6) とび工			10,000	20,000				
7) 石工								
8) ブロック工								
9) 電工								
10) 鉄筋工								
11) 鉄骨工								
12) 塗装工								
13) 溶接工			10,000	15,000				
14) 特殊運転手			15,000	20,000				
15) 一般運転手			10,000	17,000				
16) 潜かん工								
17) 潜かん世話役								
18) さく岩工								
19) トンネル特殊工								
20) トンネル作業員								
21) トンネル世話役								
22) 橋梁特殊工			15,000	22,000				
23) 橋梁塗装工					10,000	20,000		
24) 橋梁世話役			25,000	25,000				
25) 土木一般世話役								
26) 高級船員								
27) 普通船員								
28) 潜水士								
29) 潜水世話役								
30) 潜水連絡員								
31) 潜水送気員								
32) 山林砂防工								
33) 軌道工								
34) 型枠工								
35) 大工								
36) 左官								
37) 配管工								
38) はつり工								
39) 防水工								
40) 板金工								
41) タイル工								
42) サッシ工								
43) 屋根ふき工								
44) 内装工								
45) ガラス工								
46) 建具工								
47) ダクト工								
48) 保温工								
49) 建築ブロック工								
50) 設備機械工								
51) 交通誘導員								
52) 船団長								
53) 運転助手								
54) 鋼橋製作工	20,000	30,000						
55) 機械工								

①共通仮設費

運搬費

- ・建設機械の日々回送に要する費用
- ・質量20t以上の建設機械の現場内小運搬
- ・質量20t未満の建設機械及び器材等の搬入搬出、現場内小運搬
- ・建設機械の自走による運搬
- ・質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- ・仮設材（鋼矢板、H鋼等）の運搬
- ・重機械の分解組立に要する費用
- ・鋼桁、PC桁、門扉等工場製作品の運搬

準備費

- ・着手時、施工期間中、完成時の準備、後片付け費用
- ・工事着手前の基準測量等
- ・縦横断面図の照査等
- ・用地幅杭等の仮移設等の費用
- ・丁張設置等の費用
- ・準備作業に伴う伐開、除根、除草による現場内集積・積み込み、整地、段切り等に要する費用

事業損失防止施設費

- ・騒音、振動、地盤沈下等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設設置、撤去、維持管理費
- ・事業損失を未然に防止するために必要な調査等

安全費

- ・工事地域内全般の安全管理上の監視、連絡等の費用
- ・不稼働日の保安要員等の費用
- ・標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置撤去補修に要する費用及び損料
- ・夜間作業を行う場合における照明に要する費用
- ・河川海岸工事における救命艇に要する費用
- ・長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用
- ・酸素欠乏症の予防に要する費用
- ・安全用品等の費用
- ・安全委員会等に要する費用
- ・交通誘導員等の交通管理に要する費用
- ・鉄道空港施設に近接した工事現場出入り口等に配置する安全管理員の費用
- ・高圧作業予防に要する費用
- ・航路安全標識・警戒船運転に要する費用
- ・ダム工事の発破監視に要する費用
- ・トンネル工事の呼吸用保護具
- ・その他

役務費

- ・土地の借上げ費
- ・電力、用水等の基本料
- ・電力設備用工事負担金

技術管理費

- ・品質管理基準に記載されている項目に要する費用
- ・出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
- ・工程管理のための資料作成等に要する費用
- ・完成図及びマイクロフィルムの作成に要する費用
- ・建設材料の品質記録保存に要する費用
- ・コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用

- ・PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験に要する費用
- ・NATMの計測Aに要する費用
- ・塗装膜厚施工管理に要する費用
- ・溶接試験における放射線透過試験に要する費用
- ・施工管理で使用するOA機器の費用
- ・品質証明に係る費用
- ・特殊な品質管理に要する費用
- ・現場条件等による特別な計測に要する費用
- ・施工合理化調査、諸経費動向調査に要する費用

営繕費

- ・現場事務所、試験室等の設置・撤去・維持修繕に要する費用
- ・労働者宿舍の設置・撤去・維持修繕に要する費用
- ・倉庫及び材料保管場の設置・撤去・維持修繕に要する費用
- ・労働者の輸送に要する費用（マイクロバス）
- ・上記に係る土地・建物の借上げに要する費用
- ・監督員詰所、火薬庫の設置・撤去・維持修繕に要する費用

②現場管理費

労務管理費

- ・募集解散費（現場労働者の赴任手当）
- ・ 〃 （現場労働者の帰省旅費）
- ・ 〃 （現場労働者の解散手当）
- ・慰安・娯楽・厚生費（現場労働者の慰安旅行費）
- ・ 〃 （現場労働者の慰安会費用）
- ・ 〃 （現場労働者の慶弔金）
- ・作業被服費
- ・賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- ・災害時負担費用 現場労働者の看護費、見舞金（労働保険等の給付以外）

安全訓練等に要する費用

- ・安全衛生に要した費用（現場労働者）
- ・研修訓練等に要した費用（現場労働者）

租税公課

- ・固定資産税、自動車税等の租税公課

保険料

- ・火災保険
- ・工事保険
- ・自動車保険
- ・組立保険
- ・法定外の労災保険
- ・その他損害保険

従業員給料

- ・現場従業員の給料、諸手当及び賞与（注意！）現場代理人・主任技術者を含む

退職金

- ・現場従業員の退職金（現場従業員及び現場労働者に対するもので、現場代理・主任技術者を除く）

法定福利費

- ・労災保険料（現場従業員及び現場労働者に対するもので、現場代理人・主任技術者を除く）
- ・雇用保険料（現場従業員及び現場労働者に対するもので、現場代理人・主任技術者を除く）
- ・健康保険料（現場従業員及び現場労働者に対するもので、現場代理人・主任技術者を除く）
- ・厚生年金保険料（現場従業員及び現場労働者に対するもので、現場代理人・主任技術者を除く）

①共通仮設費

準備費

- ・敷地測量、敷地整地、道路占有料、仮設用借地料、その他準備費に要する費用

仮設建物費

- ・監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用

工事施設費

- ・仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用

環境安全費

- ・安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要因、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用

交通誘導員等

- ・交通誘導員等の交通管理に要する費用

特許使用料

- ・特許使用による費用

動力用水高熱費

- ・工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等に要する費用

屋外整理清掃費

- ・屋外及び敷地周辺の後片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用

機械器具費

- ・共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用

その他

- ・材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

②現場管理費

労務管理費

- ・現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用
- ・募集及び解散に要する費用
- ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- ・純工事費に含まない作業用具及び作業用被服等の費用
- ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用
- ・安全、衛生及び研修訓練等に要する費用
- ・労働保険法に要する給付以外に災害時に事業主が負担する費用

租税公課

- ・工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の印紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公所手続き費用

保険料

- ・火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料

従業員給料手当

- ・現場従業員の給料及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与（注意！）現場代理人・主任技術者を含む

施工図等作成費

- ・施工図等を外注した場合の費用

退職金

- ・現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金（現場代理人・主任技術者を除く）

法定福利費

- ・現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担金額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額（現場代理人・主任技術者を除く）

福利厚生費

- ・現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用（現場代理人・主任技術者を除く）

事務用品費

- ・事務用消耗品、OA機器等の事務用備品費、新聞、図書、雑誌等の購入費、工事写真等の費用

通信交通費

- ・通信費、旅費及び交通費

補償費

- ・工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費

原価性経費配賦額

- ・本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額

工事登録費用等, その他

- ・会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

③一般管理費

（土木工事と同じ）

①共通仮設費

運搬費

- ・建設機械の自走による運搬
- ・質量20t未満の建設機械の搬入、搬出
- ・質量20t未満の機材等（足場材等）の搬入、搬出
- ・トラッククレーン油圧式60t以下の分解・組立及び輸送に要する費用
- ・建設機械等の日々回送に要する費用
- ・建設機械、機材等（足場等）及び機器・材料の現場内小運搬
- ・質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬（トラッククレーン油圧式60t以下を除く）
- ・仮設材等（覆工板等）の運搬
- ・その他

準備費

- ・工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用
- ・完成時の清掃及び後かたづけ費用
- ・伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等に要する費用
- ・工事施工に伴い発生する建設廃棄物等の運搬及び処分に要する費用
- ・その他

事業損失防止施設費

- ・騒音、振動、地盤沈下等の事業損失を未然に防止するための仮施設設置、解体、維持管理に要する費用
- ・事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

安全費

- ・工事地域内全般の安全管理上の監視、連絡等に要する費用
- ・不稼働日の保安要員等の費用
- ・安全用品等の費用
- ・安全委員会等に要する費用
- ・標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び損料
- ・交通誘導員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用
- ・鉄道等に近接した工事現場出入り口等に配置する安全管理要員等の費用
- ・夜間作業を行う場合における照明に要する費用
- ・酸素欠乏症の予防に要する費用
- ・河川、海岸工事等における救命艇に要する費用
- ・粉塵作業の予防に要する費用
- ・バリケード、転落防止柵、照明、工事標識等のイメージアップに要する費用
- ・その他

役務費

- ・工事施工上必要な土地の借上げ等に要する費用
- ・工事施工及び総合試運転等に要する電力、用水等の基本料金

技術管理費

- ・据付において施工管理に必要な試験に要する費用
- ・据付における品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用
- ・据付における出来形管理のための測量、計測及び図面作成に要する費用
- ・据付における工程管理のための資料作成等に要する費用
- ・据付における工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用
- ・完成図書等の作成に要する費用
- ・塗装膜厚施工管理に要する費用
- ・施工管理で使用するOA機器の費用
- ・マイクロフィルム（電子媒体含む）の作成に要する費用
- ・コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用

- ・施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用
- ・その他

営繕費

- ・現場事務所等の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用
- ・労働者宿舍の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用または、労働者の宿泊に要する費用
- ・倉庫及び材料保管場の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用
- ・労働者の輸送に要する費用
- ・監督員詰所の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用
- ・特別に必要な製作品の現場における保管倉庫の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用
- ・現場事務所、監督員詰所等のイメージアップ、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用
- ・営繕費に係る土地・建物の借上げに要する費用
- ・その他

②現場管理費

労務管理費

- ・一般作業員に係る募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）
- ・ // 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- ・ // 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- ・ // 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- ・ // 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

事務員給与手当等

- ・現地採用の事務員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当等）及び賞与

退職金

- ・現地採用の事務員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

事務用品費

- ・現地における事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

通信交通費

- ・現地における通信費、交通費及び旅費

交際費

- ・現場への来客等の応対に要する費用

法定福利費

- ・労災保険料（一般作業員及び現地採用事務員に対するもの）
- ・雇用保険料（一般作業員及び現地採用事務員に対するもの）
- ・健康保険料（一般作業員及び現地採用事務員に対するもの）
- ・厚生年金保険料（一般作業員及び現地採用事務員に対するもの）
- ・建設業退職金共済制度掛金（一般作業員及び現地採用事務員に対するもの）

福利厚生費

- ・現地採用の事務員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

安全訓練費

- ・現地における安全・衛生及び研修訓練等に要する費用

保険料

- ・自動車保険（機械経費の機械器具等損料に計上された保険料は除く）
- ・工事保険
- ・組立保険
- ・法定外の労災保険
- ・火災保険
- ・その他の損害保険

租税公課

- ・固定資産税、自動車税等の租税公課（機械経費の機械器具損料に計上された租税公課は除く）

補償費

- ・工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の修理費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費

据付外注経費

- ・据付工事を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費

工事登録費

- ・工事実績の登録等（CORINS）に要する費用

雑費

- ・その他上記に属さない諸費用

③据付間接費

間接工・管理業業務者の給与手当及び機械設備据付工、技術者の退職金等

- ・据付工事部門等の間接工（間接部門の従業員）・管理業務に従事した従業員（現場代理人・主任技術者を含む）に支払われる基準内給与、通勤手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額
- ・機械設備据付工、技術者に支払われる退職金及び退職給与引当金繰入額

事務用品費

- ・据付工事部門等の事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

通信交通費

- ・据付工事部門等の従業員の通信費、交通費及び旅費

会議費

- ・据付工事部門等の会議に要する費用

交際費

- ・据付工事部門等の来客等の対応に要する費用

法定福利費

- ・据付工事部門等の従業員に関する労災保険料
- ・ " 雇用保険料
- ・ " 健康保険料
- ・ " 厚生年金保険料

福利厚生費

- ・据付工事部門等の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療等、福利厚生文化活動等に要する費用

動力用水光熱費

- ・据付工事部門等の電気料、水道料、ガス料、重油等燃料費等に要する費用

印刷製本費

- ・据付工事部門等の資料コピー、写真、印刷製本等に要する費用

教育訓練費

- ・据付工事部門等の技能養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用

地代家賃

- ・据付工事部門等の土地、建物等の借地借家料に要する費用

保険料

- ・据付工事部門等の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用

租税公課

- ・据付工事部門等の固定資産税、自動車税等の租税公課（機械経費の機械器具等損料に計上分は除く）

雑費

- ・その他上記に属さない諸費用

④設計技術費

システム設計に係る従業員並びに間接工の給料手当等

- ・製作品・機器の製造設計以外のシステム設計等に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職金給与引当金繰入額

システム設計に係る管理費等

- ・システム設計等に関して設計部門を管理運営するために要する備品、消耗品、事務用品、維持修繕費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、法定厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、雑費等の費用

⑤一般管理費

(土木工事と同じ)

特殊作業員	<p>①相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業</p> <p>イ. 機械重量3 t 未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量1 t 未満のクローラクレーン、吊上げ重量5 t 未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量3 t 未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホップ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>②その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
普通作業員	<p>①普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</p> <p>d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く。）</p> <p>e. 人力による除草</p> <p>f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>②その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
軽作業員	<p>①主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>a. 軽易な清掃または後片付け</p> <p>b. 公園等における草むしり</p> <p>c. 軽易な散水</p> <p>d. 現場内の軽易な小運搬</p> <p>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</p> <p>g. 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>②その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>
造園工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>①樹木の植栽または維持管理</p> <p>②公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <p>a. 芝等の地被類の植付け</p>

	<ul style="list-style-type: none"> b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置
法面工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
とび工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く。） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く。） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く。） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く。）
石工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
ブロック工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（49 建築ブロック工に該当するものを除く。）</p>
電工	<p>電気工事について相当程度の技能および必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①第1種電気工事士 ②第2種電気工事士 ③認定電気工事従事者 ④特殊電気工事資格者
鉄筋工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>
鉄骨工	<p>鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H. T. ボルト締めまたは建方および建方相番作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く。）</p>
塗装工	<p>塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む。）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23 橋りょう塗装工に該当するものを除く。）</p>
溶接工	<p>溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法</p>

	により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む。）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く。）
特殊運転手	<p>重機械（道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 機械重量3 t 以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</p> <p>b. 吊上げ重量1 t 以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5 t 以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3 t 以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め</p> <p>d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装</p> <p>e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き</p> <p>f. 路面清掃車（3 輪式）、除雪車等の運転または操作</p>
一般運転手	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転</p> <p>b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転</p> <p>c. 機械重量3 t 未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</p> <p>d. 吊上げ重量1 t 未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布</p> <p>f. 路面清掃車（4 輪式）の運転または操作</p>
潜かん工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く。）について主体的業務を行うもの
トンネル特殊工	<p>坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削</p> <p>b. 支保工の建込、維持、点検等</p> <p>c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等</p> <p>d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等</p> <p>e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等</p> <p>f. シールド工事（圧気を除く。）における各種作業</p>
トンネル作業員	<p>坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 各種作業についての補助的業務</p> <p>b. 人力による資材運搬等</p> <p>c. シールド工事（圧気を除く。）における各種作業についての補助的業務</p>

トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
橋梁特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く。）について主体的業務を行うもの a. P C 橋の製作のうち、グラウト、シーズおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
橋梁塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む。）について主体的業務を行うもの
橋梁世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く。）
土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの （17 潜かん世話役，21 トンネル世話役または24 橋りょう世話役に該当するものを除く。）
高級船員	海面での工事における作業船（土運船，台船等の雑船を除く。）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする。船長，機関長，操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長，甲板長等を除く。）以下の水面は，海面に含める。（27 普通船員，28 潜水士，29 潜水連絡員および30 潜水送気員についても同様） ①海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ②漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
普通船員	海面での工事における作業船（土運船，台船等の雑船を含む。）の船員で，高級船員以外のもの
潜水工	海中の建設工事等のため，潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの潜水器（潜水服，靴，カブト，ホース等）の損料を含む。
潜水連絡員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水士と連絡して，潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し，所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
潜水送気員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
山林砂防工	相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し，山地治山事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し，主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切，階段切付け，土石の掘削・運搬，構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み，運搬，片付け等 c. 簡易な索道，足場等の組立，架設，撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
軌道工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し，主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（タイタンパー，ランマー，パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間，高低，通り，平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において，レール，マクラギ，バラスト等を運搬配列して，軽機械（タイタンパー，ランマー，パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
型枠工	木工事について相当程度の技能を有し，主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく（メタルフォームを含む。）の製作，組立，取付け，解体等（坑内作業を除く。） b. 木坑，木橋等の仕拵え等
大工	大工工事について相当程度の技能を有し，家屋等の築造，屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
左官	左官工事について相当程度の技能を有し，土，モルタル，プラスター，漆喰，人造石等の壁材料を用いての壁塗り，吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの

配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.配管ならびに管の撤去 b.金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c.電触防護
はつり工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く。） b.床または壁の穴あけ
防水工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
板金工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（47 ダクト工に該当するものを除く。）
タイル工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39 板金工に該当するものを除く。）
内装工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、せっこうボードその他ボード等の内装材料を床、壁または天井に張り付ける作業について主体的業務を行うもの
ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
建具工	戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
ダクト工	金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39 板金工に該当するものを除く。）
保温工	建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む。）材を装着する作業に従事するもの
建築ブロック工	建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08 ブロック工に該当するものを除く。）
設備機械工	冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
交通誘導員	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導業務に従事するもの